

## 松山市公営企業局競争入札参加者資格等の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市公営企業局の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格及び松山市契約規則（平成20年規則第11号）の規定に基づく指名の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(契約の種類)

第2条 この要綱の規定は、次の業務に係る契約について適用する。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）
- (2) 建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託をいう。以下同じ。）
- (3) 清掃、警備等の委託業務
- (4) 物品の購入、物品の修繕、製造の請負、物件の借入れ及び不用物品の売払い（以下「物品調達等」という。）

(競争入札参加者の資格)

第3条 競争入札参加者は、松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成18年要綱第98号）第6条第1項の規定に基づき作成された名簿に登録されている者とする。

2 建設工事の競争入札参加者は、前項に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 建設業法第2条第3項の規定による建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

3 建設工事に係る委託業務、清掃、警備等の委託業務及び物品調達等の競争入札参加者は、第1項に定める要件のほか、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ている者とする。

4 清掃、警備等の委託業務及び物品調達等の競争入札参加者は、第1項及び前項に定める要件のほか、市長が定める期間の初日において継続して1年以上の営業を営んでいる者であること。ただし、次のいずれかに該当する承継人については、前営業者の当

該営業に従事した期間を承継人の営業を営んでいる期間に、これを通算するものとする。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 合併により解散した会社の取締役又は社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (4) 会社の営業部門が独立し、新会社を設立したとき。
- (5) 会社がその組織を変更したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合に準じると認められるとき。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 競争入札に係る業務に関し法令上必要な資格を有しない者  
(指名基準)

第4条 松山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の種類ごとに別に定める基準に基づき競争入札参加者を指名するものとする。

（準用）

第5条 この要綱の規定は、随意契約の参加者の資格について準用する。ただし、管理者が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 この要綱に定めのない事項については、市長の定める契約に関する諸規程を準用する。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。